

放射性物質対策報告書

平成24年9月

豊島区

まえがき

平成23年3月11日の東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故により、濃度の高い放射性物質が大気へ放出されたため、生活環境が放射能によって汚染されているのではないかと、との不安が区民の間に広がりました。

3月22日には、東京都の金町浄水場の水道水から、乳幼児の摂取基準を超える放射性物質が検出されたため、この緊急対応として、区は乳幼児がいる世帯を直接訪問するなどしてペットボトルの飲料水を配布しました。

本区では、この原発事故への対応について緊急に対処すべき震災対策として位置付け、危機管理対策本部の下に原発事故関連調整チームを設置し、6月から空間放射線量の測定等を独自で実施するなど、的確に対応してまいりました。

また、9月には、震災の影響が区政全般に及び、緊急的な対応だけでは対処することができない規模となってきたため、震災対策を総合的に推進できる全庁的な組織として、震災対策推進本部を設置しました。

この本部態勢の下、原発事故対策部会を設置し、これまで様々な検討を行い、必要な対策を講じてまいりました。

本報告書は、これまでの豊島区における放射性物質対策について、その内容や測定結果等を取りまとめたものです。

平成24年9月

豊 島 区

目 次

第1章 放射性物質対策の取り組み	1
第2章 放射線独自測定について	5
1 空間(大気)放射線量測定	5
(1) 定点測定	5
(2) 一次測定	6
(3) 二次測定	6
(4) 三次測定	8
(5) 学校等における空間放射線量の詳細測定	9
(6) 公園等における空間放射線量の詳細測定	10
(7) 区民からの通報等による測定	13
2 放射能測定	16
(1) プールの水の放射能測定	16
(2) 土壌・砂場の放射能測定	16
3 給食の放射能物質検査	17
第3章 講習会の実施について	19
第4章 今後の取り組みについて	21
 〈資 料〉	
(1) 定点測定結果一覧	24
(2) 一次測定結果一覧	28
(3) 二次測定結果一覧	29
(4) 三次測定結果一覧	35
(5) 学校等における空間放射線量の詳細測定結果一覧	45
(6) 公園等における空間放射線量の詳細測定結果一覧	74
(7) プールの水の放射能測定結果一覧	156
(8) 土壌・砂場の放射能測定結果一覧	158
(9) 給食の放射能物質検査結果一覧	160
(10) 放射性物質対策ガイドライン	178

第1章 放射性物質対策の取り組み

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故により、濃度の高い放射性物質が大気へ放出されたため、生活環境が放射能によって汚染されているのではないかと、との不安が区民の間に広がった。

3 月 22 日には、東京都の金町浄水場の水道水から、乳幼児の摂取基準を超える放射性物質が検出されたため、この緊急対応として、区は乳幼児がいる世帯を直接訪問するなどしてペットボトルの飲料水を配布した。

その後、6 月からは区民の不安を解消するため、小・中学校や幼稚園、保育所など 89 施設において空間放射線量の測定、プールの水や土壌の放射性物質の測定を独自に実施した。また、10 月からは区内の全公園 159 施設で空間放射線量の測定を実施した。

こうした区内全域に及ぶ合計 248 施設で行った空間放射線量の測定結果から、全ての地点において、本区の安全基準の当面の目安である毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の値は測定されなかった。

これらの結果、本区には、特定の地域で一定の規模を持つ、いわゆる「ホットスポット」といわれるエリアは、存在しないことが確認された。

しかし、23 区内において、学校内の側溝や排水溝、雨樋等、放射線量が局所的に高い場所が発見され、小さな子どもの保護者から、学校や保育所等の側溝や排水溝、雨樋等の場所での詳細な空間放射線量の測定が強く求められた。

そこで、こうした区民の不安を解消するため、平成 24 年 1 月からは学校や保育所等、4 月からは公園等の区民に身近な施設において空間放射線量の詳細測定を実施することとした。

この詳細測定は、平成 23 年 12 月に策定した「豊島区放射性物質対策ガイドライン」（資料 178 頁参照）に基づき実施したものである。本ガイドラインでは、追加被ばく線量の当面の目標を基準として定めるとともに、その基準値以上の値が計測された場合の除染方法などについて定めているものである。

これらの詳細測定の結果、ほとんどの施設において基準値を下回る値であったが、基準値以上となった地点については、適正な除染を行い、除染後の測定値は、いずれも基準値を下回る結果となった。

なお、平成 23 年 6 月から実施している区内における空間放射線量の定点測定については、今後の状況の変化に的確に対応するため、現在、継続的に実施し、モニタリングを行っている。

また、学校、保育園の給食について内部被ばくを懸念する保護者から、給食の放射性物質検査を求める切実な要望があった。そこで、給食への信頼を高め、保護者の安心を得るため、区内認可保育園、区立小・中学校給食の放射性物質の検査を実施した。

平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月まで各月 1 回実施した検査の結果は、「すべて不検出」（定量下限値 20 ベクレル／キログラム未満）であった。しかし、参考値ではあるが保育園の給食の牛乳から極めて微量の放射性セシウムが検出されたため、念のため、保育園の牛乳について集中的に検査を行い、その結果は「すべて不検出」であり、参考値についても、検出下限値未満であった。

これらの結果等については、区ホームページや安全・安心メール、広報紙、庁舎等（区役所本庁舎、東西区民事務所、区民ひろば等）での掲示などにより、広く区民へ周知している。

こうした取り組みのほか、平成 23 年 8 月と 11 月には放射能に関する正しい知識などの普及を目的にした専門家による区民向けのセミナーを開催するなど、区民の不安解消に向けた様々な取り組みを実施している。

各々の具体的な取り組み内容等については、第 2 章・第 3 章で掲載する。

◎放射性物資対策実施状況一覧

No.	区 分	対象・内容等		実施時期
1	大気における空間放射線量測定	定点測定	区立小学校、保育園の校庭及び砂場を測定（計 3 施設）	平成 23 年 6 月から実施。8 月より 2 施設を追加し実施。 週 1 回測定を継続中
		一次測定	区立小中学校、保育園、公園等の校庭及び砂場を測定（計 14 施設）	平成 23 年 6 月～7 月
		二次測定	幼稚園（私立含む）、区立小中学校、認可保育所（私立含む）等の校庭及び砂場を測定（計 89 施設）	平成 23 年 7 月
			子ども家庭支援センター等において追加実施（計 3 施設）	平成 23 年 8 月
		三次測定	全ての区内の公園の広場等を測定（計 159 施設）	平成 23 年 10～11 月
2	プールの水の放射能測定	一次測定	区立小中学校の屋外プールの水を測定（計 5 施設）	平成 23 年 6・7・8 月
		二次測定	一次測定施設以外の区立小中学校の屋外プールの水を測定（計 25 施設）	平成 23 年 7 月
3	土壌・砂場の放射能測定	一次測定	区立小中学校、保育園、公園等の土壌・砂場を測定（計 9 施設）	平成 23 年 7 月
4	給食における放射性物質検査	区立小中学校、保育園の調理済み給食を混合したもの及び牛乳を検査（計 21 施設）		平成 23 年 10・11・12 月
		24 年 1 月から、認可保育所（私立含む）、区立小中学校全校で拡大実施（計 43 施設）		平成 24 年 1・2・3 月
5	学校等における空間放射線量の詳細測定	幼稚園（私立含む）、区立小中学校、認可保育所（私立含む）の側溝や排水溝、雨どいなどにおいて測定 *計 86 施設 測定箇所 591 地点 *除染箇所 6 地点		平成 24 年 1 月～3 月
6	公園等の空間放射線量の詳細測定	区内の全公園等の側溝や排水溝、雨どいなどにおいて測定 *計 160 施設 測定箇所 998 地点 *除染箇所 18 地点		平成 24 年 4 月～7 月
7	区民からの通報等による測定	区民からの通報(0.23 マイクロシーベルト/時間以上の情報提供)等により測定		平成 23 年 12 月～ （「豊島区放射性物質対策ガイドライン」に基づいて測定）

No.	区 分	対象・内容等	実施時期
8	除染作業等の 対応	「豊島区放射性物質対策ガイドライン」に基づき、基準値(0.23 マイクロシーベルト/時間)以上の値を計測した場所について、除染作業等対応を実施	平成 23 年 12 月～
9	講習会の開催	第 1 回 食品・環境の放射能汚染とその影響 について	平成 23 年 8 月
		第 2 回 放射能汚染とどう向き合うのか	平成 23 年 11 月

第2章 放射線独自測定について

1 空間(大気)放射線量測定

(1) 定点測定 (※ 測定継続中)

これまでの測定体制を補完して正確で身近な情報を提供することにより、区民の不安をなくし、区民を守るため、独自の測定を開始した。

現在、区内3か所において、週一回継続的に定点測定を行い、モニタリングを実施中である。

① 対象施設【3施設】

区の東・西・中央の3か所の施設において測定を実施

朋有小学校 (平成23年6月の独自測定開始時より)

仰高小学校 (平成23年8月より)

要町保育園 (平成23年8月より)

② 測定期間

平成23年6月3日から継続中

週一回測定

③ 測定内容

(6月3日～7月7日)

ア. 測定方法

測定機を地上1メートルの位置に三脚で一定時間設置し、その間の空間(大気)の積算放射線量から毎時放射線量を算出

イ. 測定機器

日立アロカメディカル社製 放射線測定機(電離箱式)

(7月12日～)【二次測定実施時より】

ア. 測定方法

・測定機を5分間、測定地点で保持し、30秒ごとの表示値の計測を5回
行い、平均値を算出

・校庭の地面からの高さ1メートル、5センチメートル、砂場の表面からの
高さ5センチメートルの3点において計測

イ. 測定機器

レイシステムズ社製 小型放射線測定機(シンチレーション式)

④ 測定方法・機器の変更理由

- ・計測所要時間が短く、短期間に対象となる全施設の測定ができる
- ・測定時間が短く、測定施設の活動や利用者への影響が少ない

⑤ 測定結果

(平成24年8月31日現在)

・測定値の単位：マイクロシーベルト/時間(μ Sv/h)

	朋有小学校 (東池袋 4-40-1)			仰高小学校 (駒込 5-1-19)			要町保育園 (要町 3-17-11)		
	校庭 1m	校庭 5cm	砂場 5cm(※)	校庭 1m	校庭 5cm	砂場 5cm	園庭 1m	園庭 5cm	砂場 5cm
最大値	0.12	0.12	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.15
最小値	0.06	0.06	0.06	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05

(※) 7月22日まで実施。現在、砂場はないため未実施。

各施設の測定結果については、「資料（１） 定点測定結果一覧」（24 頁）を参照

⑥ 測定結果の公表

測定結果は、庁舎等での掲示、区ホームページ、広報としま、安全・安心メール等において公表

(2) 一次測定

独自測定の充実を図るため、大気中の放射線量測定箇所を拡大に加え、土壌、砂場、プールの水の放射能測定を実施した。（土壌、砂場、プールの水の測定内容等は、「第 2 章 2 放射能測定」（16 頁）参照）

① 対象施設【14 施設】

平成 23 年 6 月 3 日より区内 1 施設（朋有小学校）で独自測定を実施。測定のため、定点測定を実施している朋有小学校を除き、13 施設において拡大実施

② 測定期間

平成 23 年 6 月 3 日から 7 月 7 日

③ 測定内容

ア．測定方法

測定機を地上 1 メートルの位置に三脚で一定時間設置し、その間の空間（大気）の積算放射線量から毎時放射線量を算出

イ．測定機器

日立アロカメディカル社製 放射線測定機（電離箱式）

④ 測定結果（定点測定施設を除く）

一次測定結果の最大値・最小値

	測定値	測定施設数
最大値	0.10	13
最小値	0.04	

※測定値の単位：マイクロシーベルト／時間（ μ Sv/h）

各施設の測定結果については、「資料（２） 一次測定結果一覧」（28 頁）を参照

⑤ 測定結果の公表

測定結果は、庁舎等での掲示、区ホームページ、広報としま、安全・安心メール等において公表

(3) 二次測定

独自測定の充実を図るため、独自測定の方法変更ならびに大気中の放射線量測定及びプールの水の放射能測定の対象施設を拡大した。（プールの水の測定内容等は、「第 2 章 2 放射能測定」（16 頁）参照）

① 対象施設【89 施設】

すべての区立小・中学校 31 校（小学校 23 校、中学校 8 校）、幼稚園 19 園（公立 3 園、私立 16 園）、認可保育所 34 か所（公立 25 か所【臨時含む】）、

私立 9 か所)、公園・児童遊園 5 園の合計 89 施設で測定を実施

② 測定期間

平成 23 年 7 月 12 日から 7 月 29 日

③ 測定内容

ア. 測定方法

校庭の地面からの高さ 1 メートル、5 センチメートル、砂場の表面からの高さ 5 センチメートルの 3 点において、それぞれ 30 秒ごとの計測を 5 回行ない、平均値を算出

イ. 測定機器

レイシステムズ社製 小型放射線測定機 (シンチレーション式)

④ 地区別測定施設

地域	施設名	測定施設数	測定時期
東部地域	区立：駒込第一保育園、駒込第三保育園、巣鴨第一保育園、西巣鴨第二保育園、西巣鴨第三保育園、南大塚保育園、仰高小、駒込小、巣鴨小、清和小、西巣鴨小、朝日小、巣鴨北中、西巣鴨中 私立：若草保育園、白鳩幼稚園、もみじ幼稚園	17	7月中旬
西部地域	区立：南長崎第一保育園、南長崎第二保育園、長崎保育園、高松第一保育園、高松第二保育園、南長崎幼稚園、要小、椎名町小、富士見台小、千早小、高松小、さくら小、千川中、明豊中 私立：椎名町ひまわり保育園、愛の家保育園、しいの実保育園、千早子どもの家保育園、要町幼稚園、聖パトリック幼稚園、長崎幼稚園、並木幼稚園、豊南幼稚園	23	7月中旬
中央地域北側	区立：東池袋第二保育園、西池袋第二保育園、池袋第一保育園、池袋第二保育園、池袋第三保育園、池袋第五保育園、池袋本町臨時保育所、池袋幼稚園、豊成小、池袋第二小、池袋第三小、池袋小、文成小、池袋中 私立：西池袋そらいろ保育園、みのり保育園、めぐみ保育園、池袋いづみ幼稚園、こざくら幼稚園	19	7月下旬
中央地域南側	区立：雑司が谷保育園、高南保育園、目白第一保育園、目白第二保育園、南池袋小、高南小、目白小、西池袋中 私立：同援さくら保育園、愛心幼稚園、学習院幼稚園、川村幼稚園、草苑幼稚園、雑司ヶ谷幼稚園、東京音楽大学付属幼稚園、目白幼稚園	16	7月下旬

(注) 新たな測定方法であるため、一次測定を実施した学校等 14 施設も再測定する。

⑤ 測定結果

二次測定結果の最大値・最小値

		測定値						測定施設数
		校庭等地上 1m		校庭等地上 5 cm		砂場地上 5 cm		
最大値	最小値	0.10	0.04	0.12	0.05	0.21	0.04	89

※測定値の単位：マイクロシーベルト/時間 (μ Sv/h)

各施設の測定結果については、「資料 (3) 二次測定結果一覧」(29 頁)を参照

⑥ 測定結果の公表

測定結果は、庁舎等での掲示、区ホームページ、広報としま、安全・安心メール等において公表

(4) 三次測定

23 区内において局所的なホットスポットが指摘されるなか、区民の不安を解消するため、区民のより身近な公共施設である公園等における放射線量を測定した。

① 対象施設【159 施設】

区内の全公園等（区立公園 60 施設、区民の森 2 施設、児童遊園 89 施設、仮児童遊園 8 施設）で測定を実施。

なお、千川児童遊園が 2 か所に分かれているため、2 施設として測定
その他、プレーパーク・目白庭園においても測定を実施

② 測定期間

平成 23 年 10 月 26 日から 11 月 18 日

③ 測定内容

ア. 測定地点（施設面積に応じて地点数を決定）

- ・面積 2,000 m²未満の公園等
1 地点（地上 1m、地上 5 cm）及び砂場の上 5 cm
- ・面積 2,000 m²以上 3,000 m²未満の公園等
2 地点（地上 1m、地上 5 cm）及び砂場の上 5 cm
- ・面積 3,000 m²以上の公園等
3 地点（地上 1m、地上 5 cm）及び砂場の上 5 cm

イ. 測定方法

各測定地点で 2 分保持した後、30 秒ごとに 3 回計測し、その平均値を算出

ウ. 測定機器

日立アロカメディカル社製 放射線測定機（シンチレーション式）



④ 測定結果

三次測定結果の最大値・最小値

測定地点等		測定値						測定 施設数
		地上 1m		地上 5 cm		砂場地上 5 cm		
		193 地点				88 地点		
最大値	最小値	0.13	0.06	0.18	0.05	0.18	0.05	159

※測定値の単位：マイクロシーベルト／時間（ μ Sv/h）

各施設の測定結果については、「資料（４）三次測定結果一覧」（35 頁）を参照

⑤ 測定結果の公表

測定結果は、庁舎等での掲示、区ホームページ、広報としま、安全・安心メール等において公表

(5) 学校等における空間放射線量の詳細測定

23 区内において、学校内の側溝や排水溝、雨樋等、放射線量が局所的に高い場所が発見され、小さな子どもの保護者から、学校や保育所等の側溝や排水溝、雨樋等の場所での詳細な空間放射線量の測定が強く求められた。

そこで、こうした区民の不安を解消するため、学校や保育園等の子どもたちが活動する場所を中心に詳細測定を実施した。

① 対象施設【86 施設 測定箇所 591 地点】

すべての区立小・中学校 31 校（小学校 23 校、中学校 8 校）、幼稚園 19 園（公立 3 園、私立 16 園）、認可保育所 34 か所（公立 25 か所【臨時含む】、私立 9 か所）、東・西子ども家庭支援センター（2 か所）で測定を実施

② 測定期間

平成 24 年 1 月 10 日から 3 月 13 日

③ 測定内容

ア. 測定地点

「豊島区放射性物質対策ガイドライン」に基づき、側溝や排水溝、雨どいなどの場所を施設の規模・形態に応じて、5～10 地点を選定。原則として地上 1 メートルと地上 5 センチメートルの空間放射線量を測定。なお、砂場については地上 5 センチメートルを測定。

イ. 測定方法

各測定地点で 2 分保持した後、30 秒ごとに 3 回計測し、その平均値を算出

ウ. 測定機器

日立アロカメディカル社製 放射線測定機（シンチレーション式）

④ 測定結果

ア. 各施設の測定結果

「資料（５）学校等における空間放射線量の詳細測定結果一覧」（45 頁）参照

イ. 除染対応状況

区のガイドラインに基づく基準値(地表から5cmの高さで、0.23マイクロシーベルト/時間)以上の値を計測した地点において除染作業を実施

・6施設6地点において実施(出現率 約1.0%)

・除染対応状況

※測定値の単位: マイクロシーベルト/時間 (μ Sv/h)

	施設名 (所在地)	測定 地点	測定 時期	測定日	測定 値	対応状況等
1	西巣鴨第二 保育園 (西巣鴨 1-1-13)	非常用 滑り台 下	対応前	1月18日	0.37	表面の砂を除去
			対応後	1月19日	0.12	
2	要町保育園 (要町 3-17-11)	非常用 滑り台 下	対応前	2月13日	0.32	地表の土を除去し、他所からの土で覆う作業を実施
			対応後	2月16日	0.10	
3	東池袋第一 保育園 (東池袋 2-60-19)	非常用 滑り台 下	対応前	2月15日	0.45	地表の土を除去し、他所からの土で覆う作業を実施
			対応後	2月16日	0.10	
4	雑司が谷保育園 (雑司が谷 1-22-5)	非常用 滑り台 下	対応前	2月22日	0.34	地表の土を除去し、他所からの土で覆う作業を実施
			対応後	2月27日	0.13	
5	西部子ども家庭 支援センター (千早 4-6-14)	非常用 滑り台 下	対応前	3月7日	0.69	地表の土を除去し、他所からの土で覆う作業を実施
			対応後	3月8日	0.10	
6	明豊中学校 (長崎 5-31-29)	バック ネット 裏しい の木下	対応前	3月7日	0.24	地表の土を除去し、路盤材で覆う作業を実施
			対応後	3月12日	0.16	

⑤ 測定結果の公表

測定結果は、庁舎等での掲示、区ホームページ、広報としま、安全・安心メール等において公表

(6) 公園等における空間放射線量の詳細測定

学校等における空間放射線量の詳細測定(86施設591地点)を実施し、6地点での除染を実施した。また、区民からの通報等により、公園等での詳細測定や除染等の対応も行った。

こうしたことから、区民等の要望に応えるためにも、小さなお子さんなど多くの方が利用する公園等の詳細測定を実施した。

① 対象施設【160施設 測定箇所998地点】

区内の全公園等(区立公園60施設、区民の森2施設、児童遊園88施設、仮児童遊園8施設、プレーパーク、目白庭園)で測定を実施

② 測定期間

平成24年4月9日から7月24日

③ 測定内容

ア. 測定地点

「豊島区放射性物質対策ガイドライン」に基づき、側溝や排水溝、雨どいなどの場所を施設の規模・形態に応じて、5～15 地点を選定

- ・面積 2,000 m²未満の公園等 5 地点
- ・面積 2,000 m²以上 3,000 m²未満の公園等 10 地点
- ・面積 3,000 m²以上の公園等 15 地点

(※ 目白 4 丁目(仮)児童遊園については、面積が 30 m²程度と狭いため、3 地点で実施)

イ. 測定方法

各測定地点で 2 分保持した後、30 秒ごとに 3 回計測し、その平均値を算出

ウ. 測定機器

日立アロカメディカル社製 放射線測定機 (シンチレーション式)

④ 測定結果

ア. 各施設の測定結果

「資料(6) 公園等における空間放射線量の詳細測定結果一覧」(74 頁) 参照

イ. 除染対応状況

区のガイドラインに基づく基準値(地表から 5cm の高さで、0.23 マイクロシーベルト/時間)以上の値を計測した地点において除染作業を実施

- ・13 施設 18 地点において実施(出現率 約 1.8%)
- ・除染対応状況

※測定値の単位: マイクロシーベルト/時間 (μSv/h)

	施設名 (所在地)	測定 地点	測定 時期	測定日	測定 値	対応状況等
1	駒込東公園 (駒込 1-22-1)	中央階段 下雨水ます	対応前	4 月 10 日	0.39	雨水ます及び側 溝内にたまって いた土を除去
			対応後	4 月 13 日	0.09	
2	染井よしの桜 の里公園 (駒込 6-3-1)	広場東側 側溝	対応前	4 月 16 日	0.23	側溝内にたまって いた土を除去
			対応後	4 月 20 日	0.11	
3	谷端川北緑道 (池袋本町 3-33-7)	西前橋北 雨水ます	対応前	5 月 7 日	0.26	雨水ます内にた まっていた土を 除去
			対応後	5 月 11 日	0.11	
		防災倉庫 西雨水ま す	対応前	5 月 7 日	0.27	
			対応後	5 月 11 日	0.10	
4	巢鴨五丁目 児童遊園 (巢鴨 5-35-18)	園銘板裏 植込み	対応前	5 月 9 日	0.23	植込みに盛って あった砂を除去
			対応後	5 月 11 日	0.10	
5	千早二丁目 児童遊園 (千早 2-35-15)	広場の樹 木根元	対応前	5 月 14 日	0.23	地表の土を除去 し、他所からの 土で覆う作業を 実施
			対応後	5 月 24 日	0.10	

	施設名 (所在地)	測定 地点	測定 時期	測定日	測定 値	対応状況等
6	日出町第二公園 (東池袋 4-4)	ライズシ ティ側樹 木(北か ら 3 番 目)根元	対応前	5月23日	0.24	地表の土を除去 し、他所からの 土で覆う作業を 実施
			対応後	6月1日	0.11	
		ライズシ ティ側樹 木(北か ら 8 番 目)根元	対応前	5月23日	0.32	地表の土を除去 し、他所からの 土で覆う作業を 実施
			対応後	6月1日	0.08	
7	日出町公園 (東池袋 4-22-1)	ベンチ裏 植込み	対応前	5月23日	0.34	地表の土を除去 し、他所からの 土で覆う作業を 実施
			対応後	6月1日	0.12	
8	谷端川親水 公園 (池袋 3-2-5)	蓮池側ケ ヤキ根元	対応前	6月4日	0.24	地表の土を除去
			対応後	6月8日	0.10	
9	池袋三丁目 児童遊園 (池袋 3-22-13)	東側エゴ ノキ側雨 水ます	対応前	6月4日	0.28	雨水ます内にた まっていた土を 除去
			対応後	6月8日	0.08	
10	南大塚公園 (南大塚 2-27-1)	トイレ側 雨水ます	対応前	6月13日	0.30	雨水ます内にた まっていた土を 除去
			対応後	6月15日	0.11	
11	上池袋さくら 公園 (上池袋 2-45-15)	植樹箇所 裏サクラ 根元	対応前	6月26日	0.32	地表の土を除去 し、他所からの 土で覆う作業を 実施
			対応後	6月29日	0.12	
		トイレ側 雨水ます	対応前	6月26日	0.23	雨水ます内にた まっていた土を 除去
			対応後	6月29日	0.08	
12	長崎二丁目 児童遊園 (長崎 2-27-18)	防災倉庫 横雨どい 下	対応前	6月26日	0.35	地表の土砂を除 去し、他所から の土で覆う作業 を実施
			対応後	6月29日	0.08	
13	谷端川南緑道 (池袋 4-12 先、 池袋 3-39 先、 池袋 3-32 先)	排水口	対応前	7月11日	0.29	排水口内にたま っていた土を除 去
			対応後	7月20日	0.07	
		排水口	対応前	7月11日	0.25	排水口内にたま っていた土を除 去
			対応後	7月20日	0.09	
		排水口	対応前	7月11日	0.28	排水口内にたま っていた土を除 去
			対応後	7月20日	0.09	

⑤ 測定結果の公表

測定結果は、これまでの区ホームページ、安全・安心メール、庁舎等での掲示に加えて、新たに、公園等の測定実施施設や区民ひろば施設において公表

(7) 区民からの通報等による測定

区民からの通報（0.23 μ Sv/h以上の情報提供）等により、空間放射線量の測定を実施。測定結果が、区のガイドラインに基づく基準値（地表から5cmの高さで、0.23マイクロシーベルト/時間）以上の値を計測した地点において除染作業を実施

◇対応状況一覧

※測定値の単位：マイクロシーベルト/時間（ μ Sv/h）

	施設名 (所在地)	通報日 (年.月.日)	通報 値	測定 地点	測定 内容	測定日 (年.月.日)	測定値		対応状況等
							地上 1m	地上 5cm	
1	上池袋東公園 (上池袋 1-3-20)	23.12.18	0.33	東口入口 付近園路 わき芝生	対応前	23.12.21	0.13	0.39	地表の芝土 を除去し、 他所からの 土で覆う作 業を実施
					対応後	23.12.21	—	0.12	
		24.1.12	0.45	南入口ケ ヤキ周辺 の土部分	対応前	24.1.13	0.10	0.61	地表の土を 除去し、他 所からの土 で覆う作 業を実施
					対応後	24.1.13	0.08	0.09	
2	上池袋4丁目 区道脇 (上池袋 4-20 先)	23.12.21	0.26	雨水マス の左脇	対応前	23.12.22	0.09	0.23	道路脇の水 洗浄を実施
					対応後	23.12.26	0.10	0.14	
3	大塚台公園 (南大塚 3-27-1)	24.1.6	0.24	中央モニ ュメント 付近	対応前	24.1.10	0.14	0.39	表面の土砂 を除去
					対応後	24.1.12	0.10	0.10	
			0.25	トイレ前 雨水ます	対応前	24.1.10	0.11	0.26	雨水ます内 にたまって いた落ち葉 や土を除去
					対応後	24.1.12	0.10	0.11	
			0.28	西側出入 口わき	対応前	24.1.10	0.13	0.32	表面の土砂 を除去
					対応後	24.1.12	0.08	0.08	
			0.30	水遊び場 わき植込 み	対応前	24.1.10	0.11	0.23	表面の土砂 を除去
					対応後	24.1.12	0.10	0.10	
—	トイレ前 西側	対応前	24.1.12	0.12	0.32	表面の土砂 を除去			
		対応後	24.1.12	0.11	0.17				
4	千川上水公園 (西巣鴨 2-39-5)	24.1.10	0.20 ～ 0.30	出入口側 溝	対応前	24.1.11	0.11	0.26	側溝を清掃 し、水洗浄 を実施
					対応後	24.1.13	0.10	0.09	

	施設名 (所在地)	通報日 (年.月.日)	通報 値	測定 地点	測定 内容	測定日 (年.月.日)	測定値		対応状況等
							地上 1m	地上 5cm	
5	南大塚1丁目 道路上 (南大塚1-33 先)	24.1.13	0.70 ～ 0.90	マンホール 上砂溜り	対応前	24.1.16	0.14	0.42	マンホール 上に溜まっ ていた土砂 を除去
					対応後	24.1.18	0.12	0.18	
6	南大塚二丁目 ポケット児童 遊園 (南大塚2-18-9)	24.1.16	0.31	倉庫と石 畳の間の 壁沿い	対応前	24.1.16	0.15	0.29	隣接地の土 地管理者に より壁面等 の対応実施 後、地表の 土を除去し、 他所からの 土で覆う作 業を実施
					対応後	24.2.28	0.10	0.13	
7	染井よしの 桜の里公園 (駒込6-3-1)	24.1.19	0.25	遊具広場 西側ベン チ横	対応前	24.1.20	0.13	0.33	地表の土砂 を除去し、 他所からの 土で覆う作 業を実施
					対応後	24.1.23	0.11	0.13	
			0.26	南側看板 横シダレ ザクラ下	対応前	24.1.20	0.13	0.32	地表の土を 除去し、他 所からの土 で覆う作 業を実施
					対応後	24.1.23	0.11	0.12	
8	宮仲公園 (上池袋1-36-1)	24.1.27	0.23	東側樹木 下	対応前	24.1.30	0.11	0.25	地表の土を 除去
					対応後	24.2.2	0.10	0.10	
9	区民ひろば 朋有 (東池袋2-38-10)	24.1.30	0.23	入口付近 の側溝	対応	24.1.30	0.09	0.19	通報を受け て測定した が、基準値 以上の値を 計測せず
			0.23	雨水ます	対応	24.1.30	—	0.17	
10	東池袋二丁目 第3児童遊園 (東池袋2-58-7)	24.2.1	0.25	西側出入 口排水溝	対応前	24.2.2	0.10	0.24	排水溝を清 掃し、水洗 浄を実施
					対応後	24.2.8	0.08	0.07	
		24.5.16	0.24	水飲み場 側樹木根 元	対応前	24.5.17	0.07	0.27	地表の土を 除去し、他 所からの土 で覆う作 業を実施
					対応後	24.5.25	0.07	0.08	
かまどス ツール側 樹木根元	対応前	24.5.17	0.08	0.23	地表の土を 除去し、他 所からの土 で覆う作 業を実施				
	対応後	24.5.25	0.06	0.06					

	施設名 (所在地)	通報日 (年.月.日)	通報 値	測定 地点	測定 内容	測定日 (年.月.日)	測定値		対応状況等
							地上 1m	地上 5cm	
11	西巢鴨公園 (西巢鴨 1-3-9)	24.2.13	0.34	広場南東 側看板付 もみじの 木後ろ植 込みの砂 溜り	対応前	24.2.14	0.10	0.33	地表の土砂 を除去
					対応後	24.2.17	0.09	0.12	
			—	南東側通 路わき 植込み	対応前	24.2.17	—	0.30	地表の土砂 を除去
					対応後	24.2.17	0.10	0.10	
12	巢鴨駅周辺 (巢鴨 1～3 丁 目)	24.3.12	最大 0.34	巢鴨駅周 辺	対応	24.3.13	0.07～0.10		通報を受け て測定した が、基準値 以上の値を 計測せず
13	池袋本町プレ ーパーク (池袋本町 1～ 42)	24.3.28	0.3 以上	雨どいの 下	対応前	24.3.30	0.10	0.48	地表の土砂 を除去
					対応後	24.3.30	0.08	0.12	
14	区民ひろば 西巢鴨第二 (西巢鴨 2-14-11)	24.4.4	0.42	区民ひろ ば前の道 路	対応	24.4.4	0.10	0.10 ～ 0.16	通報を受け て測定した が、基準値 以上の値を 計測せず
15	巢鴨公園 (北大塚 1-12-10)	24.4.9	0.29	雨どいの 下	対応前	24.4.13	0.09	0.29	地表の土砂 を除去
					対応後	24.4.13	0.08	0.13	
16	自宅前雨水ま す (駒込 6 丁目)	24.6.25	最大 0.32	自宅前雨 水ます	対応	24.6.28	0.12		通報を受け て測定した が、基準値 以上の値を 計測せず
17	目白五丁目 児童遊園 (目白 5-15-17)	24.7.9	—	ゴミ箱裏 植込み砂 だまり	対応前	24.7.9	—	0.20 ～ 0.28	地表の土を 除去
					対応後	24.7.30	0.06	0.10	
18	大塚駅南口交 差点付近 (南大塚 2・3 丁 目)	24.7.25	5.00	駅から会 社に向か う道の交 差点付近	対応	24.7.25	0.08		通報を受け て測定した が、基準値 以上の値を 計測せず

豊島区放射性物質対策ガイドライン制定(平成 23 年 12 月 20 日)以降

2 放射能測定

(1) プールの水の放射能測定

① 対象施設【30 施設】

ア. 一次測定施設

区の東・西・南・北・中央に位置する、駒込中学校、長崎小学校、千登世橋中学校、池袋第一小学校、朋有小学校 5 施設

イ. 二次測定施設

一次測定施設以外の区立小・中学校の屋外プール 25 施設

なお、豊成小学校は室内プールであるため、実施しない。

② 測定期間

ア. 一次測定

平成 23 年 6 月・7 月・8 月の各 1 回、合計 3 回

イ. 二次測定

平成 23 年 7 月に 1 回

③ 測定方法

区職員が採水し、委託業者が分析

④ 測定結果

ア. 一次測定結果

小学校 3 校、中学校 2 校において、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 すべて「不検出」

※「不検出」(6 月の測定については 20 ベクレル/キログラム未満)

(7・8 月の測定については 6 ベクレル/キログラム未満)

イ. 二次測定結果

小学校 19 校、中学校 6 校において、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 すべて「不検出」

※「不検出」(6 ベクレル/キログラム未満)

ウ. 各施設の測定結果

「資料(7) プールの水の放射能測定結果一覧」(156 頁) 参照

⑤ 測定結果の公表

測定結果は、庁舎等での掲示、区ホームページ、広報としま、安全・安心メール等において公表

(2) 土壌・砂場の放射能測定

① 対象施設【14 施設】

ア. 土壌(池袋第一小学校、長崎小学校、駒込中学校、千登世橋中学校、西巣鴨幼稚園、池袋第二保育園、雑司が谷公園) 7 施設

イ. 砂場(朋有小学校、池袋第一小学校、長崎小学校、駒込中学校、千登世橋中学校、西巣鴨幼稚園、目白第二保育園) 7 施設

- ② 測定期間
平成 23 年 7 月
- ③ 測定方法
委託業者が土壌・砂場を試料採取し、分析
- ④ 測定結果
 - ア. ヨウ素 131 については、土壌・砂場ともにすべて不検出
 - イ. セシウム の 最大 値 : 860 ベクレル/キログラム
セシウム の 最小 値 : 27 ベクレル/キログラム
 - ウ. 各施設の測定結果
「資料(8) 土壌・砂場の放射能測定結果一覧」(158 頁) 参照
- ⑤ 測定結果の公表
測定結果は、庁舎等での掲示、区ホームページ、広報としま、安全・安心メール等において公表

3 給食の放射能物質検査

給食からの内部被ばくを懸念する保護者から、給食の放射性物質検査を求める切実な要望があった。

そこで、給食への信頼を高め、保護者の安心を得るため、区内認可保育園、区立小・中学校給食の放射性物質の検査を実施した。

(1) 対象施設【64 施設】

区内全認可保育園(私立園含む) 33 園

区立全小学校 23 校、中学校 8 校

(2) 検査対象

- ・各保育園、小・中学校の調理済み給食を混合したものを施設ごとに 1 検体として検査
- ・保育園の牛乳は、園により業者が異なる場合があるため、園ごとに単体で検査
- ・学校の牛乳は、区立小・中学校全校に学校給食用牛乳として同一業者が一括して提供しているため、対象校 1 校より単体で検査

(3) 検査日

- ① 10 月分
平成 23 年 10 月 19 日(水)
- ② 11 月分
平成 23 年 11 月 17 日(木)
- ③ 12 月分
平成 23 年 12 月 9 日(金)
- ④ 1 月分
 - ・保育園 平成 24 年 1 月 17 日(火)
 - ・学校 平成 24 年 1 月 20 日(金)

- ⑤ 2月分
 - ・保育園 平成24年2月9日(木)
 - ・学校 平成24年2月8日(水)
- ⑥ 3月分
 - ・保育園 平成24年3月7日(水)
 - ・学校 平成24年3月6日(火)

(4) 検査方法

- ・ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメーター法 (1,000秒測定)
- ・検査委託機関：財団法人 日本食品分析センター

(5) 検査結果 (10月～3月分)

① すべて「検出せず」(定量下限値 20 ベクレル/キログラム)

「検出せず」とは、定量下限値未満のこと

- ・定量下限値は、検査機関において設定された数値で、厚生労働省作成の「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に示されているセシウム137の食品群毎の分析目標レベルの中で、最も低い牛乳・乳製品の20ベクレル/キログラムに設定されている。なお、この定量下限値20ベクレル/キログラムは、検査時点での食品の暫定規制値の中で最小である飲料水200ベクレル/キログラムの1/10に当たる。

② 保育園の2月分の牛乳について、参考値の検出あり

- ・この検出された値は、極めて微量であり、牛乳・乳製品の放射性セシウムの暫定規制値(200Bq/kg)を大幅に下回るものであった。また、厚生労働省により設定された、食品中の放射性物質の新たな基準値案(平成24年4月施行予定)における「牛乳」及び「乳児用食品」の基準値50Bq/kgをも大きく下回る値であったが、念のため、保育園での牛乳について、集中的に検査を実施した。その結果は、「すべて不検出」であり、参考値についても検出下限値未満であった。

③ 各月および集中検査の詳細な検査結果等については、「資料(9)給食の放射能物質検査結果一覧」(160頁)を参照

(6) 測定結果の公表

測定結果は、施設ごとに随時、庁舎等での掲示、区ホームページ、広報、安全・安心メール等によって公表

第3章 講演会の実施について

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関連して、放射線への区民の関心や不安が高まっている。そこで、放射能汚染とその影響について正確な情報を提供し、区民の健康への不安を払拭するため、講習会を実施した。

(1) 豊島区放射線に関する講習会（第1回）

①日時・会場等

- ・日時 平成23年8月1日（月） 午後6時30分から8時30分まで
- ・会場 豊島区民センター 6階 文化ホール
- ・参加者数 約180名

②内容

- ・主催者あいさつ 豊島区長
- ・区内放射線測定結果の報告 環境課長
- ・特別講演 「食品・環境の放射能汚染とその影響について」
講師 聖徳大学 人間栄養学部 教授 林 徹 氏

〈林教授の特別講演内容〉

豊島区の放射線計測結果を踏まえ、「結論から言って、豊島区の数値では安心して生活してください。」から始まり、放射線の種類といった基礎的な知識のほか、放射能に汚染された食品を摂取した際、がんになる発生率など数値を挙げて解説



特別講演 講師 林氏

(2) 豊島区放射能に関するセミナー（第2回）

①日時・会場等

- ・日時 平成23年11月16日（水）午後6時30分から8時30分まで
- ・会場 豊島区民センター 6階 文化ホール
- ・参加者数 約120名

②内容

- ・主催者あいさつ 豊島区長
- ・区内放射線等測定結果の報告 環境課長 学校運営課長
- ・特別講演「放射能汚染とどう向き合うのか」
講師・・・日本大学歯学部 専任講師 野口 邦和 氏

《野口専任講師の講演内容》

放射性ヨウ素の半減期は8日と短いので、放射性ヨウ素の放射能は消滅している状態。今後は、放射性セシウムへの対策が重要。

放射線量は、外部線量と内部線量の合計。福島県内や近県など、高濃度の放射線量が測定された地域では、外部線量を下げするために除染を行うことは極めて重要な方策。早く行うほど効果が大きくなる。

内部線量を下げするためには、野菜などの食べ方で、水で洗う、ゆでる、煮るなどを行ない、濃度を落とすことが重要



特別講演 講師 野口氏

第4章 今後の取り組みについて

これまで実施した放射性物質対策の結果、区内の放射線量等は、ほぼすべての施設、地点で国際放射線防護委員会等の示した指標値を下回る測定値であり、区内には高放射線量を示す地域、いわゆる「ホットスポット」は存在しないことが確認された。

また、学校や保育所等、公園等の区民に身近な施設において空間放射線量の詳細測定の結果、ほとんどの施設において基準値を下回る値であった。基準値以上となったごくわずかな地点については、適正な除染を行った。

さらに、区内認可保育園、区立小・中学校給食の放射性物質の検査を実施した結果においても「すべて不検出」（定量下限値 20 ベクレル/キログラム未満）であり、いずれも厚生労働省が定める基準を下回る結果となった。

一方、原子力発電所の事故による影響について、放射性物質のセシウムの半減期は、セシウム 134 が 2 年に対し、セシウム 137 は 30 年であり、その影響の長期化が懸念されている。

こうしたことから、今後も、原子力発電所の事故の収束状況や放射能汚染の影響、また、これらに対する国や東京都、他の自治体の動向などを注視していく必要がある。

そして、状況等に変化が生じた場合には、引き続き区民の安全・安心を確保するため、これまでと同様に、住民に最も身近な自治体として、適時適切な放射性物質対策の取り組みを推進する。

1 空間放射線量の測定

(1) これまでの測定結果

- ① 平成 23 年 6 月から 11 月まで、学校、幼稚園、認可保育所及び公園等の 248 施設で測定を実施した。また、これまで区内 3 か所での定点測定を継続的に実施している。

これらの結果は、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を全て下回っていたため、区内には高放射線量を示す地域、いわゆる「ホットスポット」は存在しないことが確認された。また、定点測定の結果も、現在は、 $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 未満で推移しており、微減の傾向もうかがえる。

- ② 平成 24 年 1 月から 3 月にかけて、学校、幼稚園、認可保育所等の 86 施設において、側溝や排水溝などの詳細測定を実施した。

測定箇所 591 地点のうち 6 地点において $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上を計測し、除染対応を実施した。マイクロスポットの出現率は、約 1.0%であった。

- ③ 平成 24 年 4 月から、公園等の 160 施設において、植込みや雨水ますなどの詳細測定を実施した。

測定箇所 998 地点のうち 18 地点においてであり、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上を計測し、除染対応を実施した。マイクロスポットの出現率は、約 1.8%であった。

(2) 今後の対応について

本区の空間放射線量の詳細測定は、「豊島区放射性物質対策ガイドライン」に基づき実施したものである。このガイドラインに定める基準値（地表 5 センチメートルの高さで毎時 0.23 マイクロシーベルト）は、文部科学省や環境省等が定める基準と比較しても厳しい内容となっている。

これまでの測定結果等からも考慮すると、本区においては、子どもたちが日常的に活動する場所を中心に、現在、除染対象となる地点が存在する可能性は極めて低く、安全性は確保されているものと考えられる。

こうしたことから、空間放射線量の測定については、今後、状況等に変化が生じた場合は、必要な対策を迅速に実施する。

また、今後の状況等の変化に的確に対応するため、区内 3 箇所（東部・西部・中央）における週一回の定点測定については、当分の間、継続的に実施し、モニタリングを行っていく。

2 給食の放射性物質検査

(1) これまでの測定結果

区内認可保育所及び区立小・中学校の計 64 施設において、平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月まで各月 1 回実施した給食の放射性物質検査の結果は、「すべて不検出（定量下限値 20Bq/kg）」であった。

しかし、検査機関より参考値として報告されている検出下限について、保育園での給食の牛乳（2 月分）から放射性物質（セシウム 137）が検出されたとの情報提供があった。

この検出された値は、極めて微量であり、牛乳・乳製品の放射性セシウムの暫定規制値（200Bq/kg）を大幅に下回るものであった。また、厚生労働省により設定された、食品中の放射性物質の新たな基準値（平成 24 年 4 月施行）における「牛乳」及び「乳児用食品」の基準値 50 Bq/kg をも大きく下回る値であったが、念のため、保育園での牛乳について、集中的に検査を実施した。

この牛乳の集中検査は、2 月 28 日から 3 月 8 日までの間、17 施設 22 検体で実施したが、その結果は、「すべて不検出」であり、参考値についても、いずれも検出下限値未満であった。

(2) 今後の対応について

これまでの検査結果を踏まえると、牛乳から極めて微量の放射性セシウムが検出されたものの、そのほかはすべて検出下限値未満であった。また、この検査は、季節等の食材を考慮し 6 か月の期間で実施したものであるが、その時期による検査結果への大きな影響はみられなかった。

一方、平成 24 年 4 月から「食品中の放射性物質の新たな基準値」が適用されており、今後は、この基準に基づき、国による出荷制限等の規制を受けることとなる。このため、食材の市場での流通状況等に変化が生じた場合には、迅速に必要な対策を講じていく。